事 務 連 絡 令和4年7月29日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡 令和4年7月29日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の訂正について

令和4年3月4日付け保医発0304第11号における「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」につきまして、別添のとおり訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和4年3月4日保医発0304 第11号)の一部訂正について

別添

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和4年3月4日保医発 0304第11号)の一部訂正について

別表 1 Ⅲ 歯科点数表関係の特定診療報酬算定医療機器の区分「歯科部分パノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置」について、対応する診療報酬項目欄を以下のとおり訂正する。

E100 歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織

2 特殊撮影

△□ 歯科部分パノラマ断層撮影